

## 小田原市退院促進個別援助事業

### 1 目的

帰来先のない長期入院患者で、病状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能である者等（以下「支援対象者」とする）に対し、施設入所、または、在宅生活への移行を支援していくことにより社会的入院を廃し、支援対象者の社会的自立を促進することを目的とする。

### 2 概要

長期入院患者の病状、その他を実態調査することにより支援対象者を選定し、その退院阻害要因を検討、除去に努め、施設入所、または、居宅設定等在宅生活に移行できるように支援を行う。

### 3 支援対象者の範囲

帰来先のない 180 日以上の（長期）入院患者で、病状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能である者。その他福祉事務所長が必要と認めた者。

### 4 実施方法

#### (1) 支援対象者選定

支援対象者の選定は、長期入院患者実態調査の実施に対して行う。その際に長期入院患者支援台帳（様式 1）を使用する。

その結果により、長期入院患者の退院可能性を以下の 3 段階で判定する。

- (a) いつでも退院可能
- (b) 環境が整えば退院可能
- (c) 病状的に退院不可能

退院可能性が (c) と判定された者については、入院継続とする。

- (a) (b) と判定された者を支援対象者とし、今後の支援方針を検討する。

#### (2) 支援内容

- ・住所地の設定手続き
- ・介護保険加入および要介護認定申請手続き
- ・身体手帳等申請手続き
- ・年金調査及び受給申請手続き
- ・扶養義務者への引き取り、保証人等依頼
- ・嘱託医との協議
- ・各施設への見学、面接、入所の連絡調整及び同行
- ・居宅設定手続き

- ・関係機関（病院、施設、自治体、保健所等）との連絡調整
- ・受け入れ施設、グループホームの開拓、確保

## 5 支援手順

- ①帰来先のない長期入院患者を抽出し、リストを作成する。
- ②リストに基づき、地区担当 CW が実態調査を行い長期入院患者支援台帳を作成する。
- ③支援台帳により退院可能性を判定する。
- ④支援対象者に対する支援の実行。